

平成 25 年度社会教育関係団体への補助金交付について

根拠規程

・社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）（抜粋）

（審議会等への諮問）

第 13 条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法<昭和 23 年法律第 120 号>第 8 条に規定する機関をいう。第 51 条第 3 項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

・千葉県社会教育関係団体事業補助金交付要綱（抜粋）

（趣 旨）

第 1 条 市長は本市における社会教育活動の推進を図るため、社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業に要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和 60 年千葉県規則第 8 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき当該社会教育関係団体に対し補助金を交付する。

（補助事業）

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表に規定するもので市長が適当と認めたものとする。

（補助事業者）

第 3 条 補助金の交付の対象となるものは、別表の補助事業欄に掲げる事業につきそれぞれ同表補助事業者欄に掲げるものとする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、別表に規定する補助事業について、それぞれ同表に定める補助対象経費の 2 分の 1 以内とする。

2 第 2 条の補助事業について、この補助金以外の補助金その他の収入金がある場合は、補助対象経費の額からこれを控除するものとする。

(単位：千円)

課名	補助金交付団体	事業内容 ※ ()内は前年度	備考
生涯学習振興課	千葉県PTA連絡協議会	1,400 (1,546) <ul style="list-style-type: none"> ・PTA研究大会 ・バレーボール大会 ・PTA広報紙発行事業 ・各種研修会派遣事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報担当者研修会 ・PTA学級 ・ブロック別研修会
	千葉県郷土芸能保存協会	346 (346) <ul style="list-style-type: none"> ・郷土芸能保護事業 (後継者養成事業、用具補修事業) 	
	千葉ユネスコ協会	23 (46) <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育事業 ・寺子屋パネル展示会 	
	千葉県青年協議会	86 (172) <ul style="list-style-type: none"> ・青年教室開催 ・親子三代夏祭り「子どもの広場」運営事業 ・成人の日を祝う会「20歳のコーナー」 	
	千葉県高齢者学習団体連絡協議会	30 (60) <ul style="list-style-type: none"> ・学習発表会 ・講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会 ・会報「ぬくもり」発行